

神奈川歯科大学神奈川県同窓会（2008/10/21）

歯科疾患管理料（歯管）の算定について

歯周病（P・G）の病名がついて歯管を算定する場合には、歯周組織検査を算定した後に行なってください。

歯周組織検査の算定がない場合、支払基金では今後、歯管の算定を査定されることとなります。

歯周病以外の病名（C、Pul、Per等）があっても上記が適用されます。

1. 9月診療分の返戻（初診月）

（1）歯周病の治療を行なう場合

歯周病の病名記載があり、歯周組織検査の算定がなく歯管の算定がある場合は、歯管を削除し、10月分の請求で歯周組織検査と1回目の歯管を算定。

（2）歯周病の治療を行なう予定がない場合

レセコンの設定で、現在歯を入力すると自動的にP又はGの病名が入る設定になっている場合は、自動的に入らないように設定を変更してください。

その上で、レセプトの病名欄からP、Gの病名を削除して提出。

2. 歯管が査定

査定に気づかないで、翌月以降も歯管の請求を続けると、2回目以降の歯管及び機械的歯面清掃がすべて削除されますのでご注意ください。